

## 「ひろしまDV防止・被害者支援及び困難な状況にある女性の 支援計画（仮称）」の策定について

### 1 要旨

- 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」が令和7年度で終了することから、令和8年度を始期とする次期計画を策定する。
- なお、両計画は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、一体の計画（「ひろしまDV防止・被害者支援及び困難な状況にある女性の支援計画（仮称）」）として策定することとする。

### 2 現状・背景

- 令和3年3月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に基づく「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定した。
- また、令和6年4月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援新法」という。）が施行され、都道府県基本計画の策定が義務付けられた。  
当該計画は、政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定できることとなっているため、令和6年3月に「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、終期を「ひろしまDV防止・被害者支援計画」と合わせ、令和8年3月とし、次期改定時に両計画を一体のものとして策定する方針とした。
- 現在、両計画に基づき、DV防止に向けた啓発やDV被害者への相談支援、困難な状況にある女性に対する支援に取り組んでいる。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

- ア DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
  - イ 女性支援新法第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- ※ 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における目指す姿や、「わたしらしい生き方 応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画）等関連する計画との整合を図る。

#### (2) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### (3) 将来にわたって目指す社会像（基本理念）

現行の記載をベースに、現プランの振り返り結果などを踏まえ検討する。

#### 【ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）】

県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

#### 【広島県困難な状況にある女性の支援計画】

すべての女性が、人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の実現

### (4) 策定にあたっての留意点

#### ア 計画の施策体系

「ひろしまDV防止・被害者支援計画」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を一体的に策定するにあたり、包括的かつ効果的な支援が行えるよう施策体系を整理する。

#### イ 法律や社会情勢の変化

女性支援新法の制定、DV防止法の改正を踏まえ、DV相談件数の増加や男性DV被害の顕在化、多様化する女性相談への対応など現在の社会情勢の変化を分析し、必要な施策を検討する。

#### ウ 相談者の行動や支援者の意見の反映

令和6年度に実施したWeb 広報による相談者の行動傾向の分析や県の女性相談支援センター及び市町や民間団体で支援にあたる者の意見を踏まえ、注力する施策の方向性を検討する。

## 4 スケジュール

- 有識者会議での検討
- 現行計画の振り返り、骨子案の作成
- 素案作成
- 県民意見募集（パブリックコメント）の実施
- 次期計画策定

具体的なスケジュールは、  
ひろしまビジョン見直しの  
スケジュールを踏まえ調整

## 5 令和7年度当初予算

4,611千円（一部国庫 有識者会議開催費用、Web 広報費等）